

第5章

各種法令と工場資格

特殊整備工場の車体整備作業一種・二種、特定部品専門認証を含めた認証工場資格といった公的な資格を取得すれば、他社との差別化が図れ、お客へもアピールできる。この章では、車体整備工場に関連する法律や各種工場資格の要件などを紹介する。

各種工場資格

●車体整備特殊認定工場の基準 (車体整備作業一種／二種)

車体整備特殊認定工場（一種／二種）が、現行制度（二種資格の創設）に移行したのは1986年（昭和61年）9月。制度そのものは1967年（昭和42年）1月にできたものの、日本自動車車体整備協同組合の要望等により、業界の実態に即した設備や人的要件に見直された。なお、同資格は2006年（平成18年）11月よりナンバープレートの再封印の委託業者に指定されている。

種別	番号	項目	車体整備作業 (一種)	車体整備作業 (二種)	備考
A	1	工員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1	屋内現車作業場	60㎡以上	50㎡以上	現車についての車体整備作業を行なう場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含みその他の作業場、完成検査場および洗車場を除く
	2	その他の作業場	○	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は1ヵ所に集中されなくてもよい
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない (aは当該事業場の屋内現車作業場の面積)
	4	完成検査場	○	○	屋内
	5	洗車場	○	○	
C	1	洗車機器	○	—	スチーム・クリーナー、カーワッシャー等
D	1	アーク溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器含む
	2	点溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい
	3	ガス溶接器	○	○	
	4	車枠矯正装置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲り、ねじれ等の点検、修正および検査ができるもの
	5	車体修正機	—	○	自動車を固定し、または修正機を保持具により自動車を固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	6	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	7	板金定盤	○	○	
	8	板金工具一式	○	○	
E	1	スコヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボール盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サンダ	○	○	板金用および塗装用各1
	4	ポリシャ	○	○	
G	1	塗装機器	○	○	スプレーガンなど
	2	塗装乾燥装置	○	○	赤外線、ガスなどの強制乾燥機(250W×12灯クラス以上)
H	1	ヘッドライト・テスト	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスト	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センタリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい

(注)

1.○印は、機械の配置および当該機器に係る作業を行なうために十分な面積を有していなければならないことを示す。

2.○印は、その事業場の作業を行なうために十分な面積または必要な数量および機能を有していなければならないことを示す。

●各種の工場資格に必要な人的要件／有資格者

<自動車車体整備士>

自動車車体整備士資格は、1973年（昭和48年）3月に制度創設された国家資格で、事故で損傷した車の修理技術者として知識・技術ともに一定の基準以上であると認められた人に与えられる資格。2008年（平成20年）4月での累計合格者は38,222人に達している。

業界独自の推奨工場資格では、最低必要工員数2人のうちの最低1人が、車体整備特殊認定工場の一級および二級では、最低必要工員数こそ5人と3人という違いがあるものの、いずれの資格でもそのうちの2人は自動車車体整備士資格を有していなければならない。自社の技術力を目に見える形でお客に提示するためにも、従来にもまして同整備士資格の取得に取り組んでいくことが重要だ。

なお、日車協連をはじめとした業界たつての要望で、1999年（平成11年）8月に二級自動車シャシ整備士制度が創設された。この整備士資格は、1997年（平成9年）2月に創設された特定部品専門工場（7つの特定装置ごとに分解整備が行なえる工場認証制度）の原動機を除く整備の作業主任者になれる資格のため、専門認証などの取得を検討している事業者であれば、こちらの資格も積極的に取得し、さらなる知識・技術の向上に努めたい。

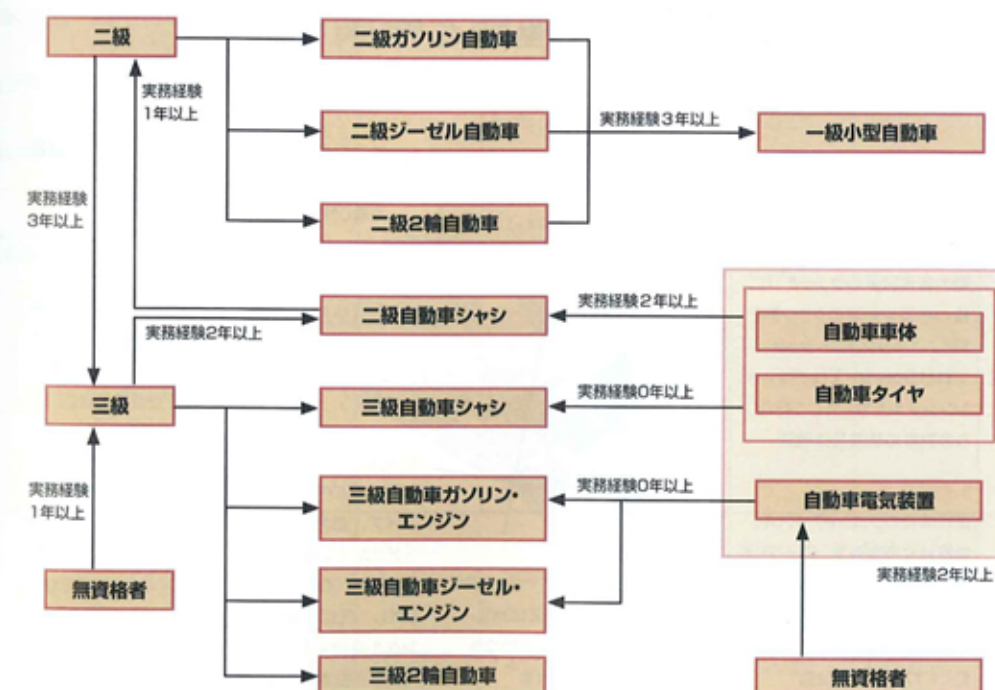
<金属塗装技能士>

金属塗装技能士は、国家資格である技能検定制度の一種で、職業能力開発促進法第47条第1項による指定試験機関（中央職業能力開発協会及び各都道府県職業能力開発協会）が実施する塗装技能士に関する学科および実技試験に合格することで資格を取得できる。

受検に際しては、原則として検定職種に関する実務経験が必要で、職業訓練歴や学歴などによって短縮されることがなければ、一級でおよそ7年以上、二級の場合は2年以上の実務経験が必要。

業界独自の優良自動車塗装工場資格では、最低必要工員数3人のうち、級別は問わないものの金属塗装技能士が1人必要になる。なお、塗装作業関連では他にも数日の講習と筆記試験で取得できる有機溶剤作業主任者や乾燥設備作業主任者資格があるので、職場の労働安全衛生意識を高めるためにも、積極的に取得したい。

整備資格の相関図



●認証資格を目指す工場へ

整備認証問題がクローズアップされる昨今、認証の取得工場は増加の一途をたどっている。特に強化月間の実施された2007年度の新規認証工場数は2006年度と比べて2倍近く増えている。なかでも車体整備業は680件と例年の新規件数から比べて急激な伸びを見せ、2008年度も687件と依然多くの事業者が取得している。また、同データは申告ベースであるため、専業の項目に車体修理業者が多数含まれている可能性もあり、これを踏まえると認証資格を取得したボデーショップの実数はさらに多いと考えられる。車体修理業界でも法令遵守に向けた動きが活発化していることから、今年度も新規認証工場数は増加することが予想される。

認証資格を取得するにあたり、設備機器、作業場、有資格者の3つの条件をクリアする必要がある。

設備機器については、28種類の装置が必須。ボデーショップが認証を取得する際には追加購入が必要な設備機器もあるため、費用と使用頻度を考えるとデメリットが大きいと感じるケースもあるだろうが、法令遵守の観点から積極的に取り組みたい。作業場については、工場面積が規定に達しない場合などは新たに敷地を拡大する必要がある難しい問題でもある。まずは各地域の整備振興会や認証資格を取得した同業者などに相談するのがいいだろう。

有資格者については、事業場ごとに一級または二級の自動車整備士を整備主任者として届け出る必要がある。このほか、従業員についても以下のような基準が決められている。①事業

場に2人以上の分解整備に従事する従業員がいること、②従業員のうち少なくとも1人の一級または二級自動車整備士で、一級・二級・三級いずれかの自動車整備士の技能検定合格者が4分の1以上であること。

整備認証資格を持つスタッフを雇用して整備主任者に任命した場合、辞めると大変だという声が多い。一方、経営者自身が資格取得するのは時間的に困難だが、従業員2～4人の工場の場合、整備主任者として1人が二級以上の整備資格を取得していればよい。このため、業務にかかわる親族が資格取得するか、三級整備士資格を持つ若手スタッフに二級整備士の二養講習に通わせるなど、有資格者の確保の道はある。

新規認証取得工場数

項目	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
専業	694	797	653	766	1,119	808
ディーラー	236	195	344	171	172	131
自家	43	41	39	38	61	48
車体整備業	106	72	80	72	680	687
電装整備業	—	—	—	—	—	48
運送事業	23	25	21	10	28	39
ガソリンスタンド	150	117	117	97	124	136
農協	—	—	—	—	—	1
車検代行業	32	22	39	18	86	100
整備関連事業	68	58	58	36	61	80
自動車部品・用品販売業	101	74	81	51	115	138
自動車部品・用品販売業	117	167	76	64	65	96
その他	26	33	49	23	87	89
不明	1	1	0	0	0	4
合計	1,597	1,602	1,557	1,346	2,598	2,405

※国土交通省「前職別新規認証取得工場数」より

分解整備の種類と作業の範囲

1. 原動機

原動機を取り外して行なう自動車の整備又は改造

2. 動力伝達装置

動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）トランスミッション、プロペラシャフト又はデフレンシャルを取り外して行なう自動車の整備又は改造

3. 走行装置

走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）又はリヤ・アクスル・シャフトを取り外して行なう自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備又は改造

4. 操縦装置

かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行なう自動車の整備又は改造

7. 連結装置

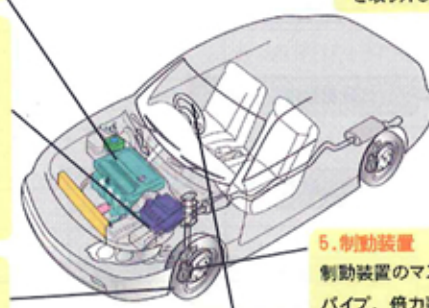
けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボールカップラを除く）を取り外して行なう自動車の整備又は改造

6. 緩衝装置

緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行なう自動車の整備又は改造

5. 制動装置

制動装置のマスター・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）若しくはディスク・ブレーキのキャリパーを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行なう自動車の整備又は改造



●認証取得の要件—作業場面積—

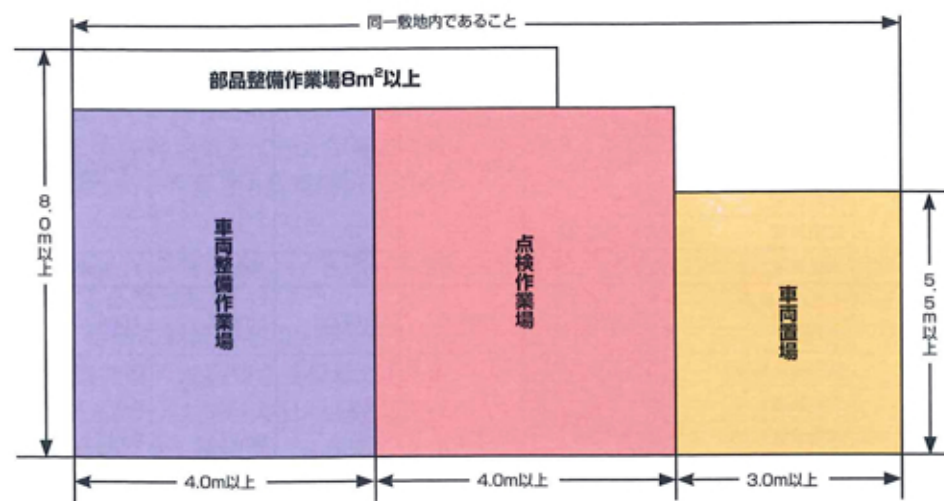
認証資格を取得するための要件のひとつである作業場面積の基準では、屋内作業場および車両置場は整備対象装置ごと

に以下のように定められている。また、2種類以上の装置の分解整備を行なう場合は、該当する種類ごとに定められた基準のすべてに適合することが必要。

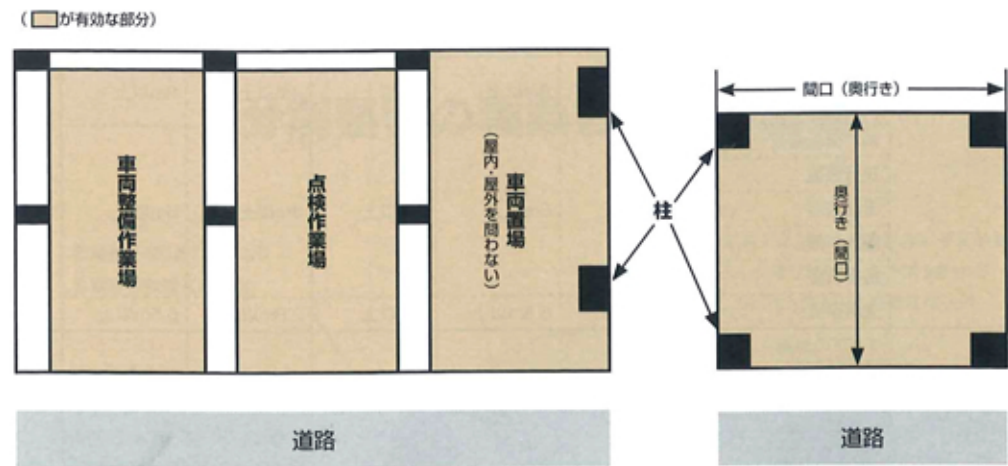
事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場						車両置場	
	対象とする自動車の種類		車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			間口	奥行
	対象とする装置の種類		間口	奥行		間口	奥行			
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	すべての装置	5m以上	13m以上	12m以上	5m以上	13m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	5m以上	12m以上	7m以上	5m以上	12m以上	3.5m以上	11m以上	
	普通自動車(中型) ／大型特殊自動車 ・最大積載量2t以上 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	すべての装置	5m以上	10m以上	12m以上	5m以上	10m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	5m以上	9m以上	7m以上	5m以上	9m以上	3.5m以上	8m以上	
小型自動車分解整備事業	普通自動車(小型) ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・警備自動車その他特殊用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	すべての装置	4.5m以上	8m以上	10m以上	4.5m以上	8m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	4.5m以上	7m以上	6m以上	4.5m以上	7m以上	3m以上	6m以上	
	普通自動車(乗用) ・上三欄に掲げるものを除く	すべての装置	4m以上	8m以上	8m以上	4m以上	8m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	6m以上	3m以上	5.5m以上	
軽自動車	小型四輪自動車	すべての装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	6m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	6m以上	3m以上	5.5m以上	
	小型三輪自動車	すべての装置	2.8m以上	6.5m以上	5m以上	2.8m以上	6.5m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	3m以上	3.5m以上	4m以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上	
軽自動車	小型二輪自動車	すべての装置	3.5m以上	5m以上	6.5m以上	3.5m以上	5m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5m以上	3.5m以上	4.4m以上	2.5m以上	3.5m以上	
	軽自動車	すべての装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5m以上	2.5m以上	4.7m以上			
		原動機								
		動力伝達装置								
		走行装置								
		操縦装置								

面積などの基準の早分かり図

(普通乗用自動車、小型四輪自動車、小型二輪自動車の例)



寸法測定方法の例



屋内作業場の床面は平滑に舗装されていること。
工場を設置する場所または土地建屋などが、建築基準法、消防法、条例などの規制に適合するものかどうか事前に確認する必要がある。

●認証取得の要件—設備—

対象とする装置ごとに必要な作業機械など

対象とする装置の種類 作業機械など		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
作業機械	(1)プレス	○	○	○	○	○	○	○	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、(1)、(3)および(4)に掲げるものを除く。
	(2)エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	
	(3)チェーン・ブロック	○						○	
	(4)ジャッキ	○	○	○	○	○	○		
	(5)バイス	○	○	○	○	○	○	○	
	(6)充電器	○							
計器	(1)ノギス	○	○	○	○	○	○	○	1 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、(11)から(14)まで、(17)および(18)に掲げるものを、カタピラを有しない大型特殊自動車であるものにあつては、(17)および(18)に掲げるものを除く。 2 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車および二輪の小型自動車であるものならびに三輪の小型自動車であるものにあつては、(11)から(13)までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、(11)から(13)までおよび(15)から(18)までに掲げるものを除く。 3 ガソリンおよび液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行なわない事業場にあつては、(6)、(7)、(17)および(18)に掲げるものを、軽油を燃料とする原動機の点検を行なわない事業場にあつては、(8)に掲げるものを除く。
	(2)トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	
点検計器および点検装置	(1)サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)比重計	○							
	(3)コンプレッション・ゲージ	○				○			
	(4)ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○			
	(5)エンジン・タコ・テスタ	○	○		○				
	(6)ドエル・テスタ	○							
	(7)タイミング・ライト	○							
	(8)ノズル・テスタ	○							
	(9)シクネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	
	(10)ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
	(11)トーイン・ゲージ			○	○		○		
	(12)キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○		
	(13)ターニング・ラジウス・ゲージ			○	○		○		
	(14)タイヤ・ゲージ			○					
	(15)亀裂点検装置	○	○	○	○	○	○	○	
	(16)検車装置	○	○	○	○	○	○		
	(17)一酸化炭素測定器	○							
	(18)炭化水素測定器	○							
工具	(1)ホイール・ブーラ			○		○			小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、(1)、(2)に掲げるものを除く。
	(2)ベアリング・レース・ブーラ		○	○		○			
	(3)グリース・ガン	○	○	○	○	○	○	○	
	(4)部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	

備考
○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を取り外して分解整備を行なう事業場が当該各欄に掲げる作業機械などをそれぞれ備えなければならないことを示す。